

愛媛県議会請願書取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県議会請願書取扱規則（昭和23年8月27日愛媛県議会告示）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 議長は請願文書表を作成して_____議員に配布する。請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。	第3条 議長は請願文書表を作成して <u>これを印刷して</u> 議員に配布する。請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。
第6条 省略	第6条 省略
第7条 この規則に定める手続は、 <u>愛媛県議会会議規則（昭和30年愛媛県議会告示第1号）第111条の規定の例により電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）</u> を使用する方法により行うことができる。	

議 案 説 明

議会における情報通信技術を活用する方法により手続を行うために必要となる事項を定めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。